第8回まちづくり条例市民会議

平成 2 1年 6月 2 4日 (水) 午後 7時~ 4 0 1大集会室

開会

議題1 会議録の承認について

議題2 課題の解決策の分類・整理について

議題3 会議の日程について

議題4 その他

閉会

[議題1]

会議録の承認について

資料8-1:第7回まちづくり条例市民会議会議録(案)

[議題2]

課題の解決策の分類・整理について

[議題3]

会議の日程について

まちづくり条例市民会議の日程について(案) 第9回まちづくり条例市民会議の日程については、平成21年 月 日()午後7時からとする。

平成21年7月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

平成21年8月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

[**議題4**] その他

課題の解決策の整理(案)

課題	都市計画マスタープランにおける位置付け		市民会議における討議内容	分類・整理	理(案)
示 超	部でに回くスクークククにのける位置でけ	目標	解決策	具体策 (例)	条例化するルール (案)
モノレール	1 モノレールなど公共交通機関の充実	モノレールの	新青梅街道の拡幅	都へ事業化を要望	推進地区まちづくり計
の市内延伸	多摩都市モノレールの早期実現を東京都に要	開通の実現	土地提供に対しての建ぺい率・容積率等の拡大	事業化に結び付く条件整	画を制度化
	請します。		新青梅街道沿道近隣市町村との協力	備(補償費の増大を抑	市発意により、新青
	多摩都市モノレール新駅への歩行者・自転車		新青梅街道拡幅・モノレール延伸の完成年数を	え、工期の短縮に資する	梅街道沿道のまちづ
	利用者のアクセス道路の整備を進めます。		条例化	施策)	くり計画を作成。新
	市民の要望に対応したバス交通の充実を検討		新駅予定地整備	地区計画(誘導容積型)	青梅街道沿道建築物
	します。		[周辺の土地確保]	の設定	のセットバックを誘
			[駐車場・駐輪場確保]	推進地区まちづくり計画	導
			[駅前づくり推進地区等の指定]	2市1町で要望活動	地区計画等の都市計画
			[ロータリー、タクシー乗り場、温泉直通バ	都へ要望	の提案手続の条例化及
			ス]	土地区画整理事業	び都市計画の決定手続
				地区計画の設定	の条例化
				地区まちづくり計画	市民参画による都市
					計画の推進
					地区まちづくり計画を
					制度化
					駅前となることが想
					定される地区におけ
					るまちづくり計画を
					作成。
道路交通網	1 まちの骨格となる道路づくり	市内循環バス	市内循環バスの改善	検討協議会による検討	
の整備	骨格となる道路の体系的な整備を進めます。	の整備(利用	[コースの単純化・回数増]	住民運営バス(醍醐コミ	
	新青梅街道線の拡幅整備を要請します。	しやすい路	[料金の単純化]	ュニティバス・E バス)	
	交差点改良や歩道拡幅により、安全で円滑な	線・ダイヤ・	[自由乗降]		
	交通処理を図ります。	料金)	[公営化]		
	1 地域の生活を支える道路づくり				
	主要生活道路の体系的な整備を進めます。				
	生活道路の安全確保を図ります。				

商店街とエ	5	商業・農業・工業の振興	商店街(モノ	商店街駐車場	武蔵村山市商店街施設整	テーマ型まちづくり計
業の活性化		地域の身近な商業活性化を支援します。	レール新駅周	[30分無料パーキング]	備事業補助金	画を制度化
		工業の育成のため、基盤整備を図ります。	辺等)の活性	[商店街共用駐車場]	警察へ要望	幹線道路沿道のまち
	5	中心市街地の形成	化	[パーキングメーター]	テーマ型まちづくり計画	づくり計画を作成。
		都市核地区土地区画整理事業区域内の商業機	工業地域(伊	[路上駐車禁止の緩和]	カラー舗装	幹線道路の拡幅を誘
		能の集積を図ります。	奈平地区)の	歩道の確保(青梅街道)	国の認定	導
		新青梅街道線沿道での商業集積を図ります。	活性化	経済特区設定	国へ要望(特区は厳しい	特別用途地区、地
	4	市街地の特性に応じた住環境の形成		後継者が跡を継ぎやすくする(相続税をなく	状況)	区計画等の都市計
		工業地域は、住宅と工場の相互の環境に配慮		す)。	特別用途地区の設定	画の提案手続の条
		した安全で快適なまちなみの形成を図りま		工業地と住宅地の分離	(特別工業地区・尼崎	例化及び都市計画
		す。		工場地帯には住居目的だけの場合は建築許可は	市)	の決定手続の条例
				出さない。	地区計画の設定	化
				工業団地の区画整理、道路を広くする。	地区まちづくり計画	市民参画による
				駅から工場地域までのバス網整備	土地区画整理事業	都市計画の推進
					地区計画の設定	地区まちづくり計
					地区まちづくり計画	画を制度化
					市内循環バスの改善	工業団地周辺地
						区のまちづくり
						計画を作成。住
						工分離を誘導

課題		都市計画マスタープランにおける位置付け		市民会議における討議内容	分類・整理	里(案)
赤起	品でに関イスノーノフクにのころに直にこう		目標	解決策	具体策(例)	条例化するルール (案)
狭山丘陵の	2	身近な自然環境の保全と活用	人が訪れる憩	狭山丘陵散歩マップ、里山ガイド・自然ガイド	~ NPOの活用	テーマ型まちづくり計
既存の自然		狭山丘陵の自然環境の保全と、適切な維持・	いの場	ボランティア団体の育成・活用(維持管理・ガ	緑のボランティア活動	画を制度化
の保全		管理を図ります。	貴重な植物の	イド)	(都制度)	資源を活かしたまち
		大規模公園や緑地、平地林、屋敷林、生産緑	保全(つりふ	自然を発見・守るパトロール隊	都レンジャー(東京都自	づくり計画を作成。
		地地区などの自然環境を保全します。	ね草)	山林の買取り	然保護員)	資源を保全する。
	2	水と緑を活かしたネットワークづくり	既存の緑や水	緑地の維持、所有のための助成金	都市計画の事業化を都へ	
		緑の拠点を中心とした水と緑のネットワーク	辺をつなぐネ	保全樹林、樹林地、生垣助成費の活用	要望	
		を図ります。	ットワークの	募金を集めて保全	ナショナルトラスト活動	
		街路樹の整備や生垣の促進により、沿道空間	形成	観光プロジェクト	(トトロのふるさと財団	
		の緑のネットワーク形成を図ります。	残堀川を釣り	イベントづくり	など)	
	2	環境と共生した河川の整備と維持・管理	のできる川に	貴重な資源(ホタル、カブトムシ、サンショウ	市民緑地制度(維持管理	
		河川整備にあわせて、良好な環境形成を図り		ウオ、つりふね草)の活用	及び優遇税制。世田谷ト	
		ます。		植物等の専門家知識による維持管理	ラストまちづくりなど)	
		水路の緑化により、自然環境、生物の生息環		緑の情報発信(インターネット、ブログ、ホー	武蔵村山市みどりの保護	
		境の保全を図ります。		ムページ)への支援	及び育成に関する条例	
				観光(里山、ホタル、温泉、山、野菜)を収入	緑の東京募金 (東京都)	
				源とした保全	緑の募金(財団法人東京	
				水道道路、残堀川の整備	都農林水産振興財団)	
				雑木林の手入れ	NPOの活用	
					テーマ型まちづくり計画	
					~ N P O の活用	
					都へ要望	
					NPOの活用	

	1				1	
都市農地の	2	まちのうるおいとなる農地の保全と活用	各種農園とし	営農支援	営農支援センター(愛知	地区まちづくり計画・
保全と活用		良好な生活環境の確保のため生産緑地地区を	て活用	生産緑地解除に伴う環境維持	県田原市など)	都市農地まちづくり計
		保全します。	[学校用:食	税制改革	地区まちづくり計画	画を制度化
		緑地として確保が必要な宅地化農地は保全し	育の向上]	公共的都市農地として市が買い取り、学校、地	都市農地まちづくり計画	生産緑地の集約化に
		ます。	[リハビリ農	域住民が維持管理	(国分寺市)	向けた計画等を作
	5	商業・農業・工業の振興	園]	農業の理解(消費者が生産者のことを理解す	国に要望(都市農地保全	成。都市農地の保全
		産業としての農業の育成と振興を図ります。	[市民農園]	る。)	推進自治体協議会)	につなげる。
			[体験型の農	農業体験イベント	生産緑地の買取申出制度	
			地]	市内農産物利用の飲食店・産地直売所マップ	PR活動	
			農産物の質の	ファーマーズマーケット(産地直売所)の創出	小中学校での教育	
			向上	市内産農産物の市内消費 (地産地消)	生産者組織・NPOの	
			農業・農産物	インターネット販売	活用	
			の加工による	イメージアップ戦略(村山ブランド・顔の見え	農協により創設	
			雇用機会の創	る農産物)	学校給食での利用検討な	
			出		ど	
					生産者組織・NPOの	
					活用	
開発に伴う	2	コミュニティを育む場となる公園づくり	緑の中の住宅	最低敷地面積の設定	開発指導要綱の条例化	開発指導要綱に規定
緑の保全と		地域の核となる都市計画公園・緑地や身近な	地の形成	敷地内緑地率・緑化率の設定	地区計画の設定	されている内容をまち
創出		広場などの整備を進めます。	人と人が緑の	一定規模の開発について供託金制度	地区まちづくり計画	づくり条例化
		市民参加による公園づくりを進めます。	中に集う拠点	開発に伴う提供公園を廃止し、まちづくり協力	建築協定	お願いから実効力の
			の形成	金としてプール	開発指導要綱の条例化	ある規制に。開発の
			敷地内緑化の	開発負担金の使途を明確にし、地区に還元	緑化地域の設定	際によりよいまちづ
			向上	公園を有料にし、子供の見守りを行い、安全等	緑地協定	くりを誘導
			子供が安心し	の質を保つ	~ 条例化の適否につい	地区計画・緑化地域
			て遊べる場所	緑の基金により整備費助成、維持管理費助成、	て検討	等の都市計画の提案手
			の設置(公	ボランティア団体育成	NPOの活用	続の条例化及び都市計
			園)		みどりを育む機構・基金	画の決定手続の条例化
			新しい並木道		(練馬区)	市民参画による都市
			の創出			計画の推進
			緑の基金の充			地区まちづくり計画を
			実			制度化
						地区計画の設定が想
						定される地区におけ
						るまちづくり計画を
						作成

≐田 日古	初さは両ファカー プニンにもはて 位置付け		市民会議における討議内容	分類・整	理 (案)
課題	都市計画マスタープランにおける位置付け	目標	解決策	具体策(例)	条例化するルール (案)
道路整備・交通手段	1 歩きやすい歩道づくりまちの骨格となる道路では、歩道整備を進めます。 地域の生活を支える道路では、歩行者が安全に利用できる道路づくりを行います。	目標 障害者が出歩ける街に	解決策 バスの改善 「バスを書委員会] 「バスを小さくして本数を増やす] 「ワンコインバス] 「デマンドバス] 道路関係 「道路を広げる] 「一方通行等の規制] 「歩道、車道、自転車道を明確に] 「電柱が邪魔] 「音声信号をつける] 点字ブロック 商店街へのアクセス 「駐車場の整備(30分無料等)] バリアフリー法の活用	大学学院 大学学院	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
建物等のバリアフリー	 人にやさしいバリアフリーの推進 歩行空間の整備・充実により、安全で快適に 通行できる道路整備を図ります。 誰もが安心して快適に利用できる公園づくり を進めます。 子育てと高齢社会に配慮した施設の整備 高齢社会に対応した施設整備の推進、住宅整 備の促進を図ります。 交通の充実により、すべての市民が快適に移 動できる環境づくりを進めます。 	障害者が一人 でも入れる施 設	全国的に統一(トイレ・洗面所) エレベーター、スロープ、洋式トイレの設置 障害者を含めたモニターグループをつくる(話合いを行う。) 障害者へ特別便を送る(機械使用可能等の周知) 基本理念の条例化 「人にやさしい」 「高齢者・障害者が自由に行動できる」 「心のバリアフリー」 「地域で支え合う」 「市民に対するバリアフリー教育等」	都) バリアフリー法による全国基準 バリアフリー法、バリアフリー法、バリアフリー法、バリアフリー法、バリアフリー条例、福祉のまちづくり条例による東京都基準により設置 既存未対応建築物について改修を検討 練馬区障害者計画 障害者団体の組織化 基本理念の条例化(西東京市)	

耐震	3	災害に強い市街地づくり	公共施設(体	個人宅の耐震化に対する補助の増額	国庫補助事業とすること	推進地区まちづくり計
		建築物などの耐震性の強化を誘導します。	育館等)・個	耐震の意識をもつ	により、補助の増額を検	画を制度化
		避難所などの市内主要施設の充実を図りま	人宅の耐震化		討	市発意により、緊急
		す。	緊急輸送路の		緊急輸送路沿道に誘導容	輸送路沿道のまちづ
			確保		積型地区計画を設定	くり計画を作成。緊
					推進地区まちづくり計画	急輸送路沿道建築物
					普及啓発活動の実施(パ	の建替え及びセット
					ンフレット配布、広報な	バックを誘導
					ど)	

課題	都市計画マスタープランにおける位置付け		市民会議における討議内容	分類・整	理(案)
赤起	部中計画マスターノフノにのける位置的け	目標	解決策	具体策 (例)	条例化するルール (案)
自治会・コミュニティ	地域の核となる都市計画公園・緑地や身近な 広場などの整備を進めます。	地域の助け合いの場みんなが(ま	自治会等のまちづくりに関する課題を抽出、提 案することにより集まりの場を創出する。 まちづくり協議会を立ち上げる。	地域まちづくりグループ の登録(横浜市) まちづくり協議会を認定	テーマ型まちづくり計 画を策定するためのま
	市民参加による公園づくりを進めます。	ちづくりに) 参加している 場 自治会の活性 化	自治会やグループによるまちづくり計画をつくり、推進していく。 行政や専門家が情報提供する。 自治会の中にまちづくり委員 賛成・反対の意見をまとめてわかりやすくする。 普段の人間関係づくり	地区まちづくり計画 テーマ型まちづくり計画 地域まちづくりへの支援 (横浜市) 自治会運営の工夫 (情報開示等)	テーマ型まちづくり計 画の制度化
住宅・美しい街並み	 4 市街地の特性に応じた住環境の形成人と自然が共生することができるまちなみの形成を図ります。 4 環境に配慮したまちづくり質の高い、魅力ある良好なまちなみの実現を図ります。 4 美しいまちなみへの誘導地域の環境を活かした良好な景観形成を図ります。公共施設は、周辺環境や地域特性を生かした景観形成を図ります。季節を感じる沿道景観の形成を誘導します。残堀川・空堀川は、魅力的でうるおいある景観の形成を要請します。 	ゆったりとし た宅地 美しい街並み	開発指導要綱の条例化 公園・緑化の規定確保 建築制限・高さ制限 墓地・廃棄物処分場を規制 区画整理の促進	開発指導要綱の条例化 緑化計画(杉並区) 緑地協定 地区計画の設定 地区まちづくり計画 条例化の適否について 検討 土地区画整理事業	化 市独自の公園設置 や緑化基準を設定 地区計画等の都市計画
歴史的建物 (寺社)の 保全		文化財の保護 (寺社・樹) 文化財を守 り、若い人に 引き継ぐ	歴史民俗資料館の資料の活用 保存のための補助金の増額 昔からの名称を守る 市内外へのPR 歴史的なエリアを定めて地域の保全を図る	資料のPR 文化財保護法に基づく補助 看板の設置 NPOの活用 地区まちづくり計画	保全すべき文化財周辺 の地区におけるまちづ くり計画を作成